

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

2023年 9 月

愛 知 県 弥 富 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とす べき農業経営の指標	5
第 3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援 の実施に関する事項	1 5
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	1 6
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	1 7
1	利用権の設定等に関する事項	1 7
2	人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進	2 3
3	農地中間管理事業の推進に関する事項	2 3
4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、 第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に 掲げる事業に関する事項	2 3
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	2 4
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び 確保の促進に関する事項	2 4
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	2 4
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	2 6
第 6	その他	2 6
別紙 1		2 8
別紙 2		2 9

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

弥富市（以下「本市」という。）は、濃尾平野の南西端に位置し、気候は温暖で木曽川下流に開拓された水郷地帯としての歴史は古く、下流域の低湿地帯という立地条件のもとに稲作地帯として知られてきましたが、伊勢湾台風を契機に土地改良事業、農業構造改善事業、木曽川用水事業などの実施により恵まれた土地的、社会的条件のもとに愛知県下有数の農業地帯として発展してきており、特に施設園芸を中心とする資本集約型農業は経営規模の拡大も進み先進的な経営も多くみられ、本市農業の発展と農業経済の安定向上に大きく寄与している。

一方、稲作等土地利用型農業については、人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化の推進及び農地中間管理事業の推進により担い手の経営規模拡大が順調に進んでいるものの、農業従事者の高齢化や後継者不足による農家数の減少、担い手不足、兼業農家が抱える農作業に対する不安などの解消が必要とされる。

2 農業構造の現状及び見通し

本市は、このような状況にあって弥富市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち海部農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等の関係機関と連携して、地域での話合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた人・農地プラン及び地域計画により、地域の担い手への農地の集積集約化を推進する。

さらに、農地中間管理事業により、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、農業委員会・農業協同組合等の関係機関と一体となって推進する。

このように、農業経営基盤の強化を促進していくことにより、地域の実情を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成を行ない、高齢化や兼業農家が抱える農作業に対する不安を解消することにより地域農業の維持発展を図る。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、2032年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、既に効率的かつ安定的な農業経営の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農

業構造の確立をめざす。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

表 1

	年間農業所得	1人当たりの 年間労働時間
効率的かつ 安定的な農 業経営の年 間農業所得 及び年間労 働時間目標	主たる従業者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年間（20歳から64歳）≒400万円	概ね1,800時間
新たに農業 経営を営う とする青年 等の農業経 営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね250万円 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1,200万円余） ÷5年間≒250万円	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにす

る自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず本市は、隣接する蟹江町・飛島村とともに、担い手の確保・育成を推進するため、農業協同組合、農業委員会、愛知県海部農林水産事務所農政課（以下「愛知県海部農政課」という。）、愛知県海部農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県海部農業改良普及課」という。）等の関係機関により構成した海部南部地域担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）を十分に機能させ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺農家に対して、前述の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農業委員会、農業協同組合の関係機関と一体となって農地中間管理事業による効率的・効果的な利用権の設定等を行う。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、集落営農組織の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者の経営改善に資するよう集落に係る団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう、関係機関・団体と協力しながら推進していく。

なお、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、市町村公社、集落営農組織等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、新規参入者（企業等を含む）な

ど、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより地域農業の維持発展を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、弥富地域農業機械銀行受託部会、十四山地域営農受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県海部農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）及び満了年（5年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

（1）新規就農の現状

本市の過去5年間の新規就農者は4人であり、伸び悩みの状況となっている。従来からの基幹作物である稲作の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県(以下「県」という。)が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新規就農者の確保目標年間200人を踏まえ、本市において

は、年間２人の新規就農者の確保を目標とする。

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第１の３に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、愛知県海部農業改良普及課や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

主要な営農類型は、主たる従事者２人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

第２の２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１の３に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲・小麦・大豆経営 従事者数 ・家族 2人 ・給与受給者（短時間） 0.1人	〈経営規模〉 水田 35ha 〈作付面積〉 水稲移植 22ha 小麦 13ha 大豆 10ha	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 3台 ・トラクター(80ps) 1台 ・田植機8条 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乗用管理機 2台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・軽トラック 1台 ・大豆播種機 1台 ・麦ドリルシーダー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ミキサー 1台 ・溝きり機 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 3台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・ロータリーディッチャー 1台 ・モアア 1台 ・サブソイラー 1台 ・ライムソー 1台 ・カルチベーター 1台 ・倉庫 300 m ² ・育苗施設 1ライン	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・法人化、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・小麦作により生産調整を実施（この規模設定では、比率は約37%） ・大豆作は小麦作との二毛作 ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入 ・実需者ニーズに対応した生産 ・農地中間管理事業により、経営体へ農地集積と作業効率化 ・耕畜連携システムの構築 ・小麦・大豆作における明きょ・暗きょによる排水対策の徹底 ・小麦作における葉色診断による蛋白質含量の適正化 ・大豆作における帰化アサガオ類防除技術の導入				

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻・麦経営 従事者数 ・家族 2人 ・給与受給者（短時間） 1.3人	〈経営規模〉 水田 50ha 〈作付面積〉 水稻移植 10ha 水稻直播 20ha 飼料用米 10ha 小麦 10ha	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 3台 ・トラクター(80ps) 1台 ・田植機8条 1台 ・自脱型コンバイン 1台 ・乗用管理機 1台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・軽トラ 1台 ・不耕起播種機(10条) 1台 ・ドリルシーダー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ミキサー 1台 ・溝きり機 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 4台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・モア 1台 ・溝堀機 1台 ・倉庫 300 m ² ・育苗施設 1ライン	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・法人化、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・小麦もしくは小麦栽培が困難な地域では飼料用米により生産調整を実施（この規模設定では、比率は40%） ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・飼料用米に対応した低コスト、多収用途に適した生産技術の確立 ・実需者ニーズに対応した生産 ・農地中間管理事業により、経営体へ農地集積と作業効率化 ・耕畜連携システムの構築 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植・V溝直播の組合せによる作業分散				

<ステップアップ経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻・小麦・大豆経営 従事者数 ・家族 2人 ・給与受給者 1.0人	<経営規模> 水田 65ha <作付面積> 水稻移植 20ha 水稻直播 20ha 飼料用米 5ha 小麦 20ha 大豆 15ha	<資本装備> ・トラクター(60ps) 4台 ・トラクター(90ps) 2台 ・田植機8条 2台 ・自脱型コンバイン 2台 ・大豆コンバイン 2台 ・乗用管理機 2台 ・2トントラック 2台 ・4トン積載車 2台 ・軽トラック 2台 ・大豆播種機 1台 ・不耕起播種機(10条) 1台 ・麦ドリルシーダー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ミキサー 1台 ・溝きり機 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 3台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・ロータリーディッチャー 1台 ・モアア 1台 ・サブソイラー 1台 ・ライムソー 1台 ・カルチペーター 1台 ・倉庫 600 m ² ・育苗施設 2ライン	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・小麦・大豆・飼料用米作により生産調整を実施(この規模設定では、比率は約38%) ・大豆作は小麦との二毛作 ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入 ・実需者ニーズに対応した生産 ・農地中間管理事業により、経営体へ農地集積と作業効率化 ・耕畜連携システムの構築 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植・V溝直播の組合せによる作業分散 ・小麦・大豆作における明きょ・暗きょによる排水対策の徹底 ・小麦作における葉色診断による蛋白質含量の適正化 ・大豆作における帰化アサガオ類防除技術の導入				

＜基幹経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
トマト・ミニトマト専作経営	＜経営規模＞ 施設 40 a ＜作付面積＞ 促成長期 40 a 又は 抑制＋半促成及び 促成＋夏秋 40 a	＜資本装備＞ ・ビニルハウス 4,000 m ² ・倉庫兼作業場 33 m ² ・貨物トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・管理機 1 台 ・暖房機 2 台 ・動力噴霧機 1 台 ・炭酸ガス発生機 2 台	・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者（短時間） 1.2 人	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・年 2 作型体系（抑制＋半促成、促成＋夏秋）の組み合わせ、又は年 1 作型促成長期 ・革新技術の導入による品質・収量の向上 ・環境保全型技術の導入 ・良質な有機質資材投入による土壌環境の改善 ・訪花昆虫による管理作業の省力化 ・購入苗（成苗）の利用による分業・省力化 ・ICT や炭酸ガス施用を活用した環境制御技術の導入 ・IPM 技術、GAP 手法の導入 ・共同機械選果・出荷場の利用			

＜ステップアップ経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
トマト・ミニトマト専作経営	＜経営規模＞ 施設 80 a ＜作付面積＞ 促成長期 80 a 又は 抑制＋半促成及び 促成＋夏秋 80 a	＜資本装備＞ ・低コスト耐候性ハウス 8,000 m ² ・倉庫兼作業場 33 m ² ・貨物トラック 1 台 ・軽トラック 2 台 ・トラクター 1 台 ・管理機 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・暖房機 4 台 ・炭酸ガス発生機 4 台	・管理会計の導入 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者（短時間） 5.0 人	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・低コスト耐候性ハウスによるハイワイヤーや斜め誘引による管理作業の省力化 ・年 2 作型体系（抑制＋半促成、促成＋夏秋）の組み合わせ、又は年 1 作型促成長期 ・環境保全型技術や革新技術の導入による品質・収量の向上 ・訪花昆虫又は単為結果性品種の導入による管理作業の省力化 ・購入苗（成苗）の利用による分業・省力化 ・ICT や炭酸ガス施用を活用した環境制御技術の導入 ・IPM 技術、GAP 手法の導入 ・共同機械選果・出荷場の利用			

＜個別経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
トマト・ミニトマト専作経営	＜経営規模＞ 施設 15a ＜作付面積＞ 促成長期 15 a 又は 抑制＋半促成及び 促成＋夏秋 15 a	＜資本装備＞ ・ビニルハウス 1,500 m ² ・倉庫兼作業場 33 m ² ・貨物トラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・管理機 1 台 ・暖房機 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・炭酸ガス発生機 1 台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0 人 ・給与受給者（短時間） 0.2 人	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・土地は借地、資本装備の一部は中古取得など初期投資を抑制 ・年 2 作型体系（抑制＋半促成、促成＋夏秋）の組み合わせ、又は年 1 作型促成長期 ・訪花昆虫による管理作業の省力化 ・購入苗（成苗）の利用による分業・省力化 ・GAP 手法の導入 ・共同機械選果・出荷場の利用 ・基本的栽培技術習得、品質向上、適期作業の励行			

〈個別経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチゴ専作経営	〈経営規模〉 施設 16a	〈資本装備〉 ・鉄骨ビニルハウス 1,600 m ² ・育苗ハウス 250 m ² ・作業場 20 m ² ・空中採苗システム 250 m ² ・管理機 1 台 ・温風暖房機 1 台 ・予冷库 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・軽トラック 1 台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0 人 ・給与受給者 (短時間) 0.7 人	〈作付面積〉 イチゴ 16a	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・土地は借地、資本装備の一部は中古取得など初期投資を抑制 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共販体制に即した生産と販売 ・収穫ピークに雇用導入		

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ナス専作経営	〈経営規模〉 施設 45 a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 4,500 m ² ・作業場 50 m ² ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・管理機 1 台 ・暖房機 2 台 ・動力噴霧機 1 台 ・炭酸ガス施用機 3 台	・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者 (短時間) の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者 (短時間) 1.2 人	〈作付面積〉 促成 45 a	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・購入苗 (成苗) の利用による分業化 ・訪花昆虫又は単為結果性品種の導入による管理作業の省力化 ・環境保全型技術の導入 ・良質な有機質資材投入による土壌環境の改善 ・I C T や炭酸ガス施用を活用した環境制御技術の導入 ・I P M 技術、G A P 手法の導入		

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水耕葉菜専作経営	〈経営規模〉 施設 35 a	〈資本装備〉 ・軽量鉄骨ハウス 3,500 m ² ・水耕プラント一式 3,500 m ² ・作業場 50 m ² ・暖房機 2 台 ・予冷库 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・パネル洗浄機 1 台 ・パネル消毒機 1 台 ・下葉取り機 2 台 ・包装机 1 台 ・梱包機 1 台	・管理会計の導入 ・雇用管理の徹底 ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者 (短時間) の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者 (短時間) 7.3 人	〈作付面積〉 ミツバ、レタス、サラダナ、サンチュ、ネギ、クレソンなど 35 a	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・品目毎の出荷調製に掛かる労力を考慮した、品目組合せによる効率・経済的な周年栽培 ・環境保全型農業の導入 ・I C T を活用した環境制御技術の導入 ・G A P 手法の導入		

＜ステップアップ経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水耕葉菜専作経営	＜経営規模＞ 施設 70 a	＜資本装備＞ ・軽量鉄骨ハウス 7,000 m ² ・水耕プラント一式 7,000 m ² ・作業場 100 m ²	・管理会計の導入 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（常用・短時間）の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者（短時間） 17.2 人	＜作付面積＞ ミツバ、レタス、サラダナ、サンチュ、ネギ、クレソンなど 70 a	・暖房機 4 台 ・予冷库 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・パネル洗浄機 1 台 ・パネル消毒機 1 台 ・下葉取り機 4 台 ・自動包装機 1 台 ・梱包機 1 台		
＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・品目毎の出荷調製に掛かる労力を考慮した、専作・品目組合せなど効率・経済的な周年栽培 ・環境保全型農業の導入 ・ICTを活用した環境制御技術の導入 ・GAP手法の導入				

＜個別経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地専作経営	＜経営規模＞ 露地 60 a	＜資本装備＞ ・作業場 50 m ² ・トラクター 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・軽トラック 1 台 ・皮むき機 1 台 ・管理機 2 台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0 人 ・給与受給者（短時間） 0.5 人	＜作付面積＞ ネギ 40 a ホウレンソウ、コマツナなど 40 a			
＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・土地は借地、資本装備の一部は中古取得など初期投資を抑制 ・基本的栽培技術習得、品質向上、適期作業の励行 ・良質な有機質資材投入による土壌環境の改善 ・農協共販体制に即した生産と販売 ・収穫ピークに雇用導入				

＜基幹経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
鉢花専作経営	＜経営規模＞ 施設 30 a 露地 10 a	＜資本装備＞ ・ガラス温室 2,000 m ² ・硬質フィルムハウス 1,000 m ² ・作業場 100 m ² ・動力噴霧機 1 台 ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・暖房機 3 台 ・ポットティンマシン 1 台 ・底面給水装置 2,000 m ² ・ミキサー 1 台 ・ショベルローダー 1 台	・管理会計の導入 ・家族経営協定の締結 ・台車輸送対応による運賃の低減	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者（短時間） 0.9 人	＜作付面積＞ ポインセチア 25 a ポットマム 20 a ノボタン 15 a			
＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・良質苗の購入（ポインセチア） ・エプアンドフロー、ポットティンマシンによる省力化 ・露地を利用した出荷調整、草姿改善、発色向上 ・出荷は台車輸送 ・小売業者等ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ ・多色植えや仕立ての工夫などオリジナリティの発揮				

＜ステップアップ経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
鉢花専作経営	＜経営規模＞ 施設 60 a 露地 20 a ＜作付面積＞ ボインセチア 50 a ポットマム 40 a ノボタン 30 a	＜資本装備＞ ・ガラス温室 3,000 m ² ・硬質フィルムハウス 3,000 m ² ・作業場 100 m ² ・動力噴霧機 1 台 ・トラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・暖房機 7 台 ・ポットティングマシン 1 台 ・底面給水装置 4,000 m ² ・微粒ミスト装置 4,000 m ² ・ミキサー 1 台 ・ショベルローダー 1 台	・管理会計の導入 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者（短時間） 4.3 人	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・ボインセチアは契約による自己増殖 ・エプアンドフロア、ポットティングマシンによる省力化 ・微粒ミストを利用した夏季栽培の品質向上 ・露地を利用した出荷調整、草姿改善、発色向上 ・出荷は台車輸送 ・小売業者等ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ ・多色植えや仕立ての工夫などオリジナリティの発揮			

＜基幹経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
カーネーション専作経営	＜経営規模＞ 施設 60 a ＜作付面積＞ カーネーション 60 a	＜資本装備＞ ・ビニルハウス 6,000 m ² ・作業場 100 m ² ・動力噴霧器 1 台 ・管理機 1 台 ・軽トラック 1 台 ・冷蔵庫 10 m ² ・暖房機 8 台	・管理会計の導入 ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者（短時間） 3.0 人	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・低床定設ベッド ・萎凋細菌病、萎縮叢生症抵抗品種の作付け ・自家増殖苗と購入苗を組み合わせた効率的な作業体系を確立 ・土壌消毒は薬剤による ・液肥を中心とした適正な施肥管理 ・定期的な作土投入による栽培床の土作り ・STSを用いた日持ち向上 ・出荷市場との情報共有による有利販売			

＜個別経営体＞

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地小ギク＋簡易施設 輪ギク経営	＜経営規模＞ 施設 8.1 a 露地 40 a ＜作付面積＞ 小ギク 40 a 輪ギク 13.5 a	＜資本装備＞ ・パイプハウス 270 m ² ×3 棟 ・作業場 50 m ² ・軽トラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・冷蔵庫 1 台 ・結束機 1 台 ・選花機 1 台 ・下葉取り機 1 台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0 人 ・給与受給者（短時間） 0.3 人	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・ビニルハウス（3 棟）のうち 2 棟は年 2 作、1 棟は年 1 作と親株管理 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・自家育苗 ・収穫は雇用労力導入			

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
養豚専業経営（一貫経営） 従事者数 ・家族 2.0人	〈飼養頭数〉 母豚頭数 100頭	〈資本装備〉 ・分娩舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・肉豚舎 1棟 ・母豚舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・浄化槽 一式 ・ふん発酵施設 一式 ・トラック 1台 ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダー 1台 ・破砕機 1台	・管理会計の導入 ・計数管理の実施 ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・販売頭数 23頭／母豚 ・個体管理による精密管理の優先 ・人工授精技術の導入 ・肥育日数の短縮 ・離乳子豚頭数の確保 ・暑熱対策による生産の安定化 ・衛生管理の徹底 ・リサイクル飼料、飼料用米等、国産自給飼料の利用（5～7%）を促進 ・良品質堆肥の生産				

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
養豚専業経営（一貫経営） 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者（短時間） 1.0人	〈飼養頭数〉 母豚頭数 200頭	〈資本装備〉 ・分娩舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・肉豚舎 1棟 ・母豚舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・浄化槽 一式 ・ふん発酵施設 一式 ・トラック 1台 ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダー 1台 ・フォークリフト 1台 ・破砕機 1台	・管理会計の導入 ・計数管理の実施 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等）	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・販売頭数 23頭／母豚 ・個体管理による精密管理を優先 ・肥育日数の短縮 ・離乳子豚頭数の確保 ・暑熱対策による生産の安定化 ・人工授精技術の導入 ・衛生管理の徹底 ・リサイクル飼料、飼料用米等、国産自給飼料の利用（5～7%）を促進 ・リキッドフィーディング技術の定着 ・良品質堆肥の生産				

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
採卵養鶏経営（有利販売主体経営） 従事者数 ・家族 2.5人	<飼養羽数> 採卵鶏 1万羽	<資本装備> ・成鶏舎・施設 2棟 ・育成舎・施設 1棟 ・中大すう舎・施設 1棟 ・集卵庫・倉庫 1棟 ・洗卵選別機 1台 ・自動販売機 10台 ・ワゴン車 1台 ・軽トラック 1台 ・鶏ふん発酵施設 一式 ・ショベルローダー 1台 ・鶏ふん袋詰機 1台	・管理会計の導入 ・顧客管理、販売促進活動の取組 ・計数管理の実施 ・家族経営協定の締結 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等） ・法人化の検討	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・投資の抑制及び施設の有効利用の優先 ・消費者ニーズに即した品種構成 ・開放式成鶏舎 ・衛生管理の徹底 ・飼料用米の利用（餌の5%を代替） ・暑熱対策による生産の安定化 ・年間産卵量 19.1kg/羽、規格卵、規格外卵を含めて農家手取り 210円/kgで販売 ・良品質堆肥の生産				

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市において、農産物を安定的に生産し続けるためには、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な経営体等の担い手を支援し、経営感覚に優れた基幹経営体、次代の基幹経営体を目指す新規就農者及び基幹経営体を支える青年農業者及び女性農業者等を確保し育成していく必要がある。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、基幹経営体や新規就農者が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、新規就農希望者が市内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

農業を担う者

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者

2 弥富市が主体的に行う取組

- ・農業を担う者を幅広く確保するため、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

- ・他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる基幹経営体の育成に向けて、農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体に対して、就農後は、経営状況等から支援の必要性を考慮し重点的な指導等の対象者を選定した上で、栽培技術・経営管理に関する指導や組織活動への参加誘導を行い、新規就農者の定着を進める。併せて、農業法人へ就職後、自営就農を目指す者に対して、経営管理能力の向上等を支援する。

- ・県や農業協同組合が取り組む支援や相談窓口を有効活用して担い手を確保する。

- ・就農希望者に対して農業大学校における実践的な研修を受講するように誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、新規就農希望者の受入について、本市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

本市は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供等を行う。

4 新規就農希望者の受入及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、区域内の就農受入組織（農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け

品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収支のイメージ等、新規就農希望者が必要とする情報を共有する。

新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集については、本人から承諾を得て、関係機関で情報共有し、確保及び育成に必要な助言・指導を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の本市における農用地の利用に占めるシェアで示すと、次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
80%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）している面積とする。

○効率的かつ安定的な農業経営における集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の活用を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進する。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会・農業協同組合等の関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者

の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性である稲作を主体とした複合経営を中心とする農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等
- ② 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進
- ③ 農地中間管理事業の推進
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たな農業経営者の確保・育成に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の推進については、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の関係機関と一体となって効率的・効果的な利用権設定を行い農地中間管理事業等の活用を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権の設定等に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な

土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権の設定等の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで）及び農用地利用集積等促進計画（以下「集積計画」という。）において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用が伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 集積計画の策定期間

① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、集積計画を定める。

② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用

権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該集積計画は、現に定められている集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、本市は、集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 集積計画の内容

集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能

力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号。以下、「規則」という。）第 16 条の 2 で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について弥富市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者

の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する集積計画を定めたときは、その旨及び集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市は、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 集積計画の取消し等

- ① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る

部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、集積計画を取消した旨及び当該集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進に関する事項

本市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携して、地域での話合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた「人・農地プラン」及び「地域計画」により、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

3 農地中間管理事業の推進に関する事項

本市は、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率かつ効果的な促進につながるよう、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の関係機関と一体となって効率的・効果的な利用権設定を行い農用地の集積・集約化を計画的に進めるものとする。

4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場は、本市が必要な際に設けられ農政局・愛知県・各協議会・農業協同組合・土地改良区等の団体関係者と連携し、農地を所有または利用する者の意向を利用し、協議するものとする。

第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準は、市内をあいち海部農業協同組合の市江地区・弥富地区・鍋田地区・十四山地区の4つの支店で分けられていることから、地域計画も市江地区・弥富地区・鍋田地区・十四山地区の4地区とする。

この4地区の地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定め各地

域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、農業経営の円滑な継承のため、中小企業診断士や税理士などの専門家と連携し、農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者承継に係る相談の実施などにより、円滑な世代更新を促進する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

海部農起業支援センター（愛知県海部農業改良普及課内に設置）、農業協同組合などと連携しながら、就農相談を実施し、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報提供を行う。

また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的な進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって愛知県立農業大学校や愛知県海部農業改良普及課、農業委員、農業経営士、農業協同組合等と連携・協力して就農前後の状況等を共有しながら、巡回指導や面接などを行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行う仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン**及び地域計画**の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

愛知県海部農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン**及び地域計画**との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については海部農起業支援センター（愛知県海部農業改良普及課内に設置）、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県海部農業改良普及課、農業協同組合、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化に促進するために必要なその他の関連施設との連携

本市は、1 から 6 までは掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、地盤沈下対策事業、湛水防除事業、広域営農団地農道整備事業等の基盤整備の促進を通じて、用水の安定供給、排水対策、農道整備などを進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の特質を生かした土地利用及び作付の効率化により、集団的土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、協議会の機能を活かし、農業委員会、愛知県海部農業改良普及課、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和 12 年度に向けて第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成 6 年 5 月 23 日から施行する。
2. この基本構想は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
3. この基本構想は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。
4. この基本構想は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
5. この基本構想は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
6. この基本構想は、平成 24 年 2 月 22 日から施行する。
7. この基本構想は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。
8. この基本構想は、平成 28 年 12 月 8 日から施行する。
9. この基本構想は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。
10. この基本構想は、令和 5 年 9 月 12 日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、または農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）（対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙 2（第 5 の 1 の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 （又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1. 存続期間は、3・6・10 年（開発して農用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、3・6・10 年とすることが適当でないとは認められる場合は、必要に応じて存続期間を定めることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 集積計画においては、利用権の設定等の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解	1. 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定する。 2. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 3. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農	1. 借賃は、毎年集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 集積計画においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 集積計画においては、利用権の設定等の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事

約する権利を有しない旨を定めるものとする。	地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知)第 6 に留意しつつ定めるものとする。		者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
-----------------------	--	--	--

Ⅱ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 2. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われな いときは、当該所有権の移転に係る集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。